## インフルエンザによる出席停止について

インフルエンザは学校において予防すべき感染症であり、学校保健安全法の規定により、出席停止の措置をとることになっております。出席停止の期間は基準が定められておりますが、医師の診断により登校許可が出るまでは十分に療養してください。出席停止の期間は欠席の扱いにはなりません。

なお,登校の際は,下記の「インフルエンザ治癒報告書」に必要事項を記入いただき,必要書類を添えて,登校再開後1週間以内に担任まで御提出ください。

【必要書類】生徒氏名,受診日,インフルエンザの罹患が証明できるもの。(コピー可) (例:抗インフルエンザ薬の処方箋や薬の説明書,インフルエンザ抗体検査結果,診療明細書等)

※添付書類においてインフルエンザ罹患の確認が困難な場合は、別様式「登校許可証明書」に医師の証明 を受けて提出していただきます。

インフルエンザ治癒報告書			
	年 ;	組 番	氏名
1 診断名			( 型)_
2 診断日	令和 年	月	<u>日</u>
3 期 間	上記疾患のため、	,	
	令和 年	月	<u>日</u> から
	令和 年	月	<u>日</u> まで休養を要し,
	令和 年	月	<u>日</u> から登校可能と指示されました。
4 医療機関名			
		令和	年 月 日
		<u>保護者氏</u> 名	名